

議案第18号	三田市市税条例等の一部を改正する条例の制定について												
税 務 課	個人の市民税における住宅借入金等特別税額控除の適用期限を2年間延長する等の地方税法等の一部改正に伴い、所要の規定の整備を行う必要が生じたため、当該関係条例の一部を改正しようとするもの。												
内 容	<p>【関係法令】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税及び地方交付税法の一部を改正する法律（平成28年法律第86号） ・ 地方税法施行令の一部を改正する政令等の一部を改正する政令（平成28年政令第360号） <p>【改正内容】</p> <p>(1) 個人市民税関係（平成29年4月1日施行）</p> <p>① 住宅ローン減税措置の適用期限の延長（付則第7条の3の2）</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 地方税法の改正により、個人市民税における住宅ローン減税措置について、適用期限を2年間延長するもの。 <table border="1" data-bbox="454 1016 1455 1171"> <thead> <tr> <th></th> <th>現行</th> <th>改正後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>対象となる入居期間</td> <td>平成21年から平成31年末</td> <td>平成21年から平成33年末</td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> ● 対象となる入居期間の延長に伴い所得控除対象も2年間延長 <table border="1" data-bbox="454 1218 1455 1373"> <thead> <tr> <th></th> <th>現行</th> <th>改正後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>所得控除期間</td> <td>平成22年度から平成41年度</td> <td>平成22年度から平成43年度</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 軽自動車関係（平成29年4月1日施行）</p> <p>① 所定の規定の整備【条例第80条、第87条、第91条、付則第16条】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 地方消費税率の引き上げ施行日が平成31年10月1日に変更されたことによる地方税改正に伴い参照条文等を改正するもの。 <p>② 軽自動車税に関する経過措置の整備【改正条例第3条】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 軽自動車税のグリーン化特例の1年間延長に伴い経過措置を設けるもの。 <p>【施行期日】 公布の日</p>		現行	改正後	対象となる入居期間	平成21年から平成31年末	平成21年から平成33年末		現行	改正後	所得控除期間	平成22年度から平成41年度	平成22年度から平成43年度
	現行	改正後											
対象となる入居期間	平成21年から平成31年末	平成21年から平成33年末											
	現行	改正後											
所得控除期間	平成22年度から平成41年度	平成22年度から平成43年度											